

# 平成22年度「知的財産による地域資源活用強化事業」公募要領

青森県商工労働部新産業創造課

## 1 趣 旨

県では、知的財産支援センターを設置し、農林水産分野を含めた知的財産の発掘を進めながら、アイデアから製品化までの各段階に応じた支援を展開しています。

地域においては、地元ならではの製品などの地域資源をブランド化しようという取組が活発になってきており、東北新幹線全線開業という大きなチャンスを生かすため、農林水産物をはじめとする地域資源において、更なるブランド化を進めていく必要があります。

このため、知的財産の専門家と連携し、地域資源の知的財産による高付加価値化に向けた取組を促進し、地域ブランドを全国ブランドまで飛躍させることを目指します。

## 2 事業の内容

知的財産権（地域団体商標、商標、特許等）の取得や地域ブランドの全国ブランドへのレベルアップを図るため、弁理士を貼り付け、継続的に支援を行います。

### (1) 事業対象団体

地域ブランドの取組に意欲的な団体（JA、商工会、事業協同組合、NPO、その他知事が適当と認める団体）

### (2) 支援内容

事業対象団体が地域ブランドづくりに向けて、地域にある資源を発掘して生産体制を整え、商品化し、品質や名称の管理をしながら戦略的に販売していく取組等を段階的に進める中で、知的財産の視点でアドバイスする弁理士等を派遣します。

なお、弁理士等専門家の派遣に係る謝金・旅費は、県が負担します。

<主なアドバイスの例>

- ① 知的財産の評価、事前調査の方法
- ② 使用する名称、ロゴマーク等の権利取得の方法
- ③ 商標などの使用基準の作成方法
- ④ 知的財産権の適正な管理、活用方法
- ⑤ その他知的財産を活用した地域ブランドづくりに関する事項  
など

### 3 事業対象の審査

#### (1) 事業申請書の提出

本事業に応募しようとする事業対象団体は、4に基づき、事業申請書等を作成し、商工労働部新産業創造課（知的財産支援センター）に提出してください。

#### (2) 応募者のヒアリング

事業申請のあった取組内容に適した弁理士等の専門家を派遣するため、応募のあった事業対象団体に対してヒアリングを行います。

#### (3) 審査方法

新産業創造課（知的財産支援センター）において、提出された事業申請書の内容等を審査して、応募のあった事業対象団体の中から支援する団体（4件程度）を採択します。

審査は、ブランド化する商品の魅力、地域のまとまり、活動体制等について、ヒアリング結果及び弁理士の意見を参考とします。

#### (4) 応募結果通知等

① 応募のあった事業対象団体には、審査結果を文書でお知らせします。

② 採択された事業対象団体には、提出された行動予定表（様式3）に基づいた支援を行います。また、3月には、成果発表会を開催します。

### 4 応募方法等

#### (1) 提出書類

①事業申請書（様式1）

②実施計画書（様式2）

③行動予定表（様式3）

を郵送又はメールにて提出する。

#### (2) 募集期間

平成22年4月26日（月）～平成22年5月28日（金）

#### (3) ヒアリングの日程

事業申請書提出後、随時日程調整を行い、実施します。

(4) 提出先・問い合わせ先

提出先：〒030-8570 青森市長島1-1-1

青森県商工労働部新産業創造課 知的財産支援センターあて

問い合わせ先：同上

TEL：017-734-9417

FAX：017-734-8116

e-mail：sozoka@pref.aomori.lg.jp

5 応募・審査スケジュール

平成22年4月26日：公募開始（郵送、HP）

（5月20日頃～随時、ヒアリング実施）

5月28日：公募終了

6月上旬：事業対象団体の採択（4件程度）

6月下旬～：地域ブランド育成活動

平成23年3月頃：成果発表会の開催

3月末：取組結果報告書の提出